

意見書

平成 22 年 4 月 28 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし
小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年3月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【NGN イーサネット接続機能の接続料について】

平成 20 年 3 月の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」で示された考え方に基づき、NGN のイーサネット接続機能に関する事業者間均一接続料が申請されたことについては、NGN のアンバンドルが一步進んだものと評価しています。

ただし、今回申請された接続料については、以下のとおりNTT東・西と接続事業者で利用するタイプが異なることによる接続の同等性に関する問題が存在します。NGNのイーサネット接続機能について、当初から事業者間の接続を前提とせずに設計されたことが根本的な問題であり、早急にNGNの在り方を見直す必要があります。

1. システム改修費用の負担に関する CUG タイプと PVC タイプの同等性の問題

今回の「申請概要」資料P. 3によれば、「基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要があるが、当該費用は PVC タイプを利用する接続事業者間において負担(別途、網使用料(加算料等)を規定)することとなる予定」となっています。

本機能は第一種指定電気通信設備の基本機能であり、当初から他事業者との接続を前提として機能が構築されているべきであることに鑑みれば、本来は、NTT東・西も接続事業者と同一の方式を用いることにより接続の同等性を担保し、接続を前提とした場合において発生するシステム改修費用について、NTT東・西の利用部門を含む利用事業者間で負担すべきです。

NGNの設計方針により、他の事業者が相互接続によりユーザー料金の設定をエンドーエンドで行うためには、PVCタイプを新たに構築せざるを得なくなったため、NTT 東・西がCUGタイプのみを採用する場合には当該システム改修にかかる費用負担の対象外となりますが、上記の趣旨に照らせばNTT東・西と接続事業者との間で費用負担の同等性が確保されている必要があり、総務省は認可に先立ち、十分に2つのタイプの同等性を検証すべきです。

また、PVCタイプを新たに構築した理由は、NTT東・西がNGNについて接続を前提として設計していなかったことにあるため、NTT東・西が自らの都合でPVCタイプを採用しないことをもって、システム改修費用の回収リスクを一方的に接続事業者のみに負わせることは不相当であると考えます。

なお、実際の接続可否を判断するためには、接続事業者が負担すべきシステム改修費の規模が事前に明らかになっている必要があることから、NTT東・西においては、何らかの形で費用の総額を広く公表すべきです。

2. 料金体系の問題

申請概要にも記されているとおり、PVCタイプは、網内折り返しが可能なCUGと比べてネットワークの使用帯域が大きいいため、CUGタイプと比較してコストが高くなってしまいう傾向にあります。

そのようなこともあり、PVCタイプの接続料水準は、バルク型の料金体系の適用状況によっては、NTT東・西が設定しているCUG方式のイーサネットサービスのユーザー料金よりも高い水準となってしまうケースが存在します。基本機能であるにも関わらず、利用回線数が少ない事業者にとっては、ユーザー料金と比較して割高な接続料しか適用されないため、参入が不可能な料金体系となっており、事実上の参入障壁となっています。

スタックテストについても、CUGタイプの接続料相当額を計算してCUGタイプの利用者料金と比較することによって接続料の適正性を判断しており、PVCタイプとCUGタイプの同等性が担保されているのか不透明です。本当に適切な検証が行われたと言えるのか判断できないため、スタックテスト実施にあたって計算された CUG タイプの接続料相当額を公表し、接続料の適正性を第三者にも検証可能とすべきです。

【公正競争環境の確保について】

NTTコミュニケーションズはNTT東・西からNGNのイーサネットサービスの卸を受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸サービスの料金については相対で設定されており、その水準は明らかにされているわけではありません。

この状況で、NTTコミュニケーションズがPVCタイプの接続料水準よりも安いユーザー料金でNGNイーサネットサービスを提供できているとすれば、グループ会社間の連携により反競争的行為を生じさせている懸念があります。このような公正競争上の問題の懸念を解決するためには、NTTの持株体制を解体し、NTTグループの市場支配力をなくすことが必要です。

【NGNの問題について】

NGNイーサネットサービスについては、上記のとおり「コスト面、機能面でのCUGタイプとPVCタイプの同等性」「バルク型の料金体系」「スタックテストの適正性」といったボトルネック設備に起因する問題や、「NTTのグループ会社間の連携」という総合的な市場支配力の問題が存在します。

今回アンバンドル料金が設定されることは前進と言えますが、そもそもNGNは、これらの本質的な問題を抱えており、公正競争環境が確保されているとは言えません。この観点からは、既に認可されているNTT東・西のNGNによる活用業務の妥当性について見直しが必要であると考えます。

今後のICT政策を検討する上では、この点も含め、過去の政策を十分にレビューし、政策に反映させていくことが強く求められます。

以上